



那須

3 月号
No.739
2021年 (令和3年)

表紙シリーズ マイクロツーリズム 近場で楽しむ

ピカピカいちごが おいしい春

お菓子の城 那須ハートランド「那須高原農園 いちごの森」新品種とちあい

音訳ボランティアの協力を得て、目の不自由な人のために音訳版広報那須を作成しています。
詳しくは広報広聴係まで

目次

タウントピックス	2
子育て・ほけんだより	11
生涯学習だより	13
図書館だより	18
タウンinformation	19
カメラスケッチ	22
みんなの広場	24
那須平成の森だより	28

新型コロナウイルス

警戒度レベル「感染嚴重注意」

不要不急の外出は控えましょう! ■期間：2月22日(月)～3月7日(日)

新規感染者数の減少などから2月22日、県は、警戒度レベルを「特定警戒」から「感染嚴重注意」に1段階引き下げました。ただし、病床の稼働率などが十分低減したとは言えない状況のため、県知事からは、引き続き不要不急の外出自粛が要請されています。

(2月26日現在)

業者への協力要請

県内の飲食店や遊興施設等に対する営業時間短縮の要請は解除されましたが、県は、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底など、感染拡大防止のための適切な取組みを要請しています。また、集会場や運動施設などの施設に対して、利用人数の上限を1万人以下、かつ収容率を50%以下とするよう要請しています。

職場関係の送別会や懇親会などは、大人数の会食を控えるよう協力を依頼しています。

町公共施設の再開

貸館など町公共施設の利用については、2月22日から再開しました。また、利用予約の受付も再開しました。

※一部の施設は、新型コロナウイルススワクチンの接種会場として使用する予定のため、4月1日以降

の利用予約を受け付けていませんのでご注意ください。

※施設によって利用制限がありますので、町ホームページ(左コールド)をご確認いただくか、各施設にお問い合わせください。



シトラスリボン運動

シトラスリボンプロジェクトとは、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクトです。

町もこのプロジェクトに賛同し、役場本庁町民ホールにフラッグを掲示しました。



町新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置

2月1日、ゆめプラザ・那須内に設置しました。ワクチン接種は、4月以降を予定しています。

▼対象 16歳以上の方

○医療従事者等、高齢者、基礎疾患のある方・高齢者施設等の従事者から順次開始する予定です。
○詳細が決まり次第、接種対象者に通知書を郵送します。

○ワクチン接種を受けるには、本人の同意が必要です。

○この接種は強制ではありません。希望した方が受ける接種です。

○病気治療中の方など、接種に不

子どもたちの新生活応援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響下でも、お子さんが入学や就職等の次のステージに着実に進めるよう、対象の子どもの保護者に、子どもたちの新生活応援給付金を交付します。対象者には町から申請書を送付します。

▼申請方法 送付された申請書を郵送または持参で提出

▼申請期間 3月22日(月)まで(必着)

▼申請・問合せ こども未来課

ども政策係 ☎ 6959
〒329-3215
那須町大字寺子乙2566-1

対象	交付額(1人当たり)
H14年4月2日～H15年4月1日 生まれの子の保護者	3万円
H17年4月2日～H18年4月1日 生まれの子の保護者	3万円
H20年4月2日～H21年4月1日 生まれの子の保護者	2万円
H26年4月2日～H27年4月1日 生まれの子の保護者	2万円

安がある方は、かかりつけ医等と相談の上、ワクチン接種の可否を判断するようお願いいたします。

▼場所・方法 町公共施設での集団接種(予定)

▼費用 無料

▼問合せ 町ワクチン接種予約・相談センター
【3月中旬以降開設予定】
☎ 0570-056756

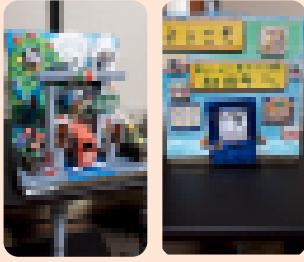




東陽小3年 高田征希さん ゆうちょアイデア貯金箱コンクールで ゆうちょ銀行賞を受賞!



お母さんとおばあちゃんにアドバースをもらい1カ月かけて作った超大作。主な材料は紙粘土。車が動くパーが開いたり、お金を入れると魚が動いたりするなど工夫がいっぱい!



第45回ゆうちょアイデア貯金箱コンクールで、東陽小3年の高田征希さんがゆうちょ銀行賞を受賞しました。同コンクールには、全国の小学校から約30万点の出品があり、ゆうちょ銀行賞は文部科学大臣賞に次ぐ上から2番目の賞です。

家族との遠出が好きな高田さんは、目的地向かうときに利用する高速道路の出口で、通行バーが開く瞬間に、どんな楽しいことが待っているんだろうとワクワクするそうです。

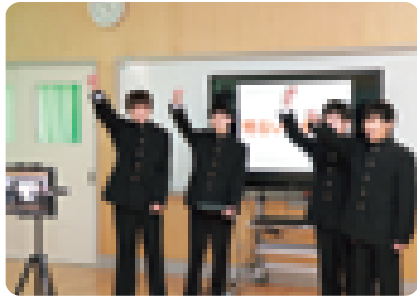
作品のタイトルは『ようこそ那須町へちよ金ばこ』。「那須町に来る人にもこのワクワク感を味わってほしい。コロナで大変だけど那須町も頑張ってるほしい」と作品に込めた想いを教えてくれました。

第3回プレゼンフェスティバルin那須を開催 熱い思いを伝え、那須町をより良い町に!

2月6日、第3回プレゼンフェスティバルin那須が開催され、小・中・高・大学生など24組77人が参加しました。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場では行わず、事前に各組がプレゼン動画を撮影し、開催日にYouTubeでVTR配信しました。

「那須町」を題に、各組が自分たちの考えや実践したこと、自然環境や社会問題などを、作成した資料や制作した画像を使い、熱いプレゼンを繰り広げました。



収録のようす (那須中央中)

自転車はエコで、適度な運動量を確保できるなどのメリットや、見つけた農道のサイクリングコースを紹介した、那須中央中2年の高野純春さんは、「多くの人が使

用でき、身近にある『自転車』をテーマにしました。那須町がもっと自転車で優しい町になってほしいです」と話しました。

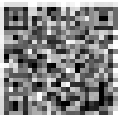
また、「自立と自律」をテーマに、自分たちで考え、行動することの重要性を発表した、高久小6年の小林柚乃さんは、「自信が持てないことが私たちの課題で、自立と自律が必要だと思いました。実際に宿題をなくしたことや、運動会を自分たちで作上げたことが、自立と自律につながったので、みんなに伝えたいと思ったので、プレゼンフェスティバルに参加しました。スライドに写す文章を短くしたり、クラスの人々にアンケートしたことをグラフにしたり等、見やすいように工夫しました」と発表を楽しんだようでした。

開催日当日、土曜授業で、プレゼンフェスティバルを鑑賞した那須高原小6年の荻田大輝さんは、「発表者が笑顔で良かった。クイズもあって楽しかった。知らないことがたくさんあり、勉強になりました」と、発表者の思いを受け止めていました。

最後に、コメンテーターを務めた町教育委員会の菊地厚子教育委員が、「中身の濃い作品ばかりで、発表者の深い洞察力が見られました。自分が何に興味や疑問を持つか、それが個性だと思います。また、没頭できるものを見つけたとき、その道のエキスパートになります。未来社会で、子どもたちの柔軟な発想、ユニークなアイデア、行動力が存分に発揮できることを期待します」と講評しました。



鑑賞のようす (那須高原小・高久小)



2月間限定配信
<https://youtu.be/v4TqyUo7yWE>

※3月13日(土)、14日(日)に再配信します。ぜひご覧ください。

建物を建てたら建物表題登記をしましょう

建物表題登記（以下「表題登記」）は、建物の戸籍です。また、建物を建てた方が表題登記をするのは、不動産登記法で位置づけられた、法律上の義務となっています。表題登記をしていないと、建物の所有権を確定する建物保存登記をすることができず、相続や所有権移転等での手続きが複雑になる場合があります。

表題登記の詳しい内容等は、近くの土地家屋調査士、または栃木県土地家屋調査士会にお問い合わせください。

■問合せ 栃木県土地家屋調査士会 ☎028-621-4734

令和3年度は固定資産（土地・家屋）の評価替えの年です

土地・建物の評価は、3年ごとに見直すこととされており、これを「評価替え」といいます。

中でも、土地は、状況が類似した地域（状況類似地域）を設定し、不動産鑑定評価などの価格を基に固定資産税に関する評価を行っています。なお、状況類似地域は、利用状況や周辺環境の整備などにより、常に変化しているため評価替えの際に、状況類似地域の区割りを見直しを実施しています。

また、「宅地」評価に係る補正率も見直しを行っているため、一部の宅地は、今までと比較し、評価額と税額が変更となる場合があります。

適正・公平な課税のため、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産税係
☎72-6905



令和3年度町民税申告期間を4月15日まで延長します

所得税等の申告期限の延長に伴い令和3年度町民税の申告期間を延長します。

なお、延長期間中、所得税の相談も受け付けますが、会場の都合により、受付人数に限りがありますので、所得税の申告相談を希望する方は、電話で予約の上、来庁をお願いします。また、受付可能人数を超過した場合は、大田原税務署での申告を案内しますので、あらかじめご了承ください。

▼申告期間
3月16日(火)～4月15日(木)

▼場所 町役場1階町民ホール
特設会場

▼時間
・午前の部 午前9時～11時
・午後の部 午後1時～4時
※最終日は午後の部の実施はありません。

▼対象 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、3月15日までに申告ができない方

▼予約・問合せ 税務課町民税係
☎72-6903



軽自動車等の所有者が亡くなられたときは手続きが必要です

軽自動車等の所有者が亡くなられた場合には、その納税義務は相続人に承継され、軽自動車税（種別割）が課税され続けますが、廃車や名義変更の手続きが必要です。この手続きをしないと、車両が無いのに課税される、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

町の条例により、軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内に名義変更等の手続きを行うこととなりますので、お済でない方は速やかに手続きをお願いします。

▼軽自動車等の各種手続き

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で車両を所有している方に年税額が課税されます。そのため、令和3年4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをされても、その方に年税分の金額を納めていただくこととなります。軽自動車等の所有者や住所（定置場）を変更する場合は、車種によって異なります。下表を参考に手続きをお願いします。



車種	届出場所	電話番号
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会 宇都宮市西川田本町1-2-37	050-3816-3107
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(,250cc超) 「栃木」「栃99」ナンバーの車両	栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8	050-5540-2019
原動機付自転車・小型特殊自動車	町税務課庶務諸税係	72-6936

使用期限延長 那須町プレミアム付商品券
「那須町元気アップ!サマークーポン」・「那須満喫クーポン」

町が販売した那須町プレミアム付商品券の使用期限を6月30日(水)まで延長します。
 (旧:2月28日(日)まで)。使用期限の延長にあわせて、取扱店の換金期限も延長されます。
 詳しくは、観光商工課(☎72-6918)までお問い合わせください。

国民健康保険税

国民健康保険税の納付は令和3年4月1日から「口座振替」を原則とします(口座振替を強制するものではありません)。

現在納付書で納めている方には、3月上旬に口座振替の申込み用紙を送付しますので、切り替えにご協力を願います。なお、その他の税金や保険料の口座振替の申

口座振替での納付にご協力ください

込みも随時受け付けています。

取扱金融機関

足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、福島銀行、白河信用金庫、みずほ銀行、ゆうちょ銀行

問合せ 税務課収税係

☎72-6904

大田原税務署からのお知らせ
令和2年分所得税等の申告・納付期限を延長します

令和2年分の所得税等は、十分な申告期間を確保し、確定申告会場の混雑回避の徹底を図るため、申告・納付期限を下表のとおり延長します。
 なお、申告・納付期限の延長に伴い、口座振替日も延長します。

申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	3月15日(月)	4月15日(木)
個人事業者の消費税	3月31日(水)	
贈与税	3月15日(月)	

振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	4月19日(月)	5月31日(月)
個人事業者の消費税	4月23日(金)	5月24日(月)

問合せ 大田原税務署(代表) ☎0287-22-3115

※自動音声案内により番号をお選びください。

マイナンバーカード交付 休日窓口のご案内

次の日程で休日窓口を開設します。平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、この機会をぜひご利用ください。なお、必ず予約をお願いします。また、当日予約はできません。

予約がない場合は、開設しません。
日時 4月17日(土)午前9時~正午
場所 住民生活課(本庁1階)
問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎72-6908

モニターからの提言

「広報の歩む道」

森 進さん(羽原)

AI、IOT、5G、SDGs :あらゆる物が、デジタル・情報化して平成生まれの人が50歳くらいになる令和20年の頃には、紙の文化、この広報紙も不要となるかも知れません。国民もすべてマイナンバーで管理され、一見、合理性・高情報化でスピード化されることでしょう。

しかし、本当に「紙の文化」は無くなるでしょうか?一枚の年賀状をとってみてもスマホでは表せない何かがあるようで、また復活しつつあるとのこと。

すべてデジタルで数値的に処理するいくつかの合理性は、あらゆる分野で必要不可欠になっていくのでしょうか?だが、人間にとっては、これまた厄介なもので、やはり昔の文化にしがみつきたいものです。

ロボットやハイテクにはない何

か「人間の気持ち」―感情の機微のようなものが心の奥にあるからでしょう。やはりロボットもAIも最後は人間の「感性」があやつる「もの」ではないかと思えます。これからの広報紙も、半分はハイテク化されたデジタル的なもの、あとの半分は、昔ながらのドロ臭い「文化心」で構成:なんてのは、どんなものでしょう。

那須町には、この町の昔ながらの「ドロ臭い」文化はまだ沢山あるでしょう。別に東京や大都市圏のマネの文化は必要なのではないのでしょうか。過ぎたる文化は人間の感性を無くしていく:なんて云う人もいます。先代の方々が築いてきた文化:今それらを再度かみしめ、検証するところからスタートするのも、これから複雑な世の中を切り開いていくための手段でもあるのではないのでしょうか。広報紙が無くならないことを祈って、デジタルともうまく付き合っていきましょう。

町 職 員 の 給 与 状 況

那須町職員の給与のあらましについて町民の皆さんにお知らせします。

◎人件費

(令和元年度 一般会計決算)

住民基本台帳人口 (令和2.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
人 24,913	千円 12,904,714	千円 892,477	千円 2,059,641	% 16.0	% 17.2

(注) 人件費には、特別職の報酬等を含みます。

◎職員給与と費

(令和2年度 一般会計当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与と費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 264	千円 897,500	千円 152,985	千円 369,500	千円 1,419,985	千円 5,379

(注) 短時間勤務の再任用職員1人を含みます。職員手当には退職手当を含みません。

◎職員の平均給料月額と平均年齢

(令和2年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	290,200円	39.1歳
技能労務職	257,400円	59.5歳

◎職員の初任給

(令和2年4月1日)

区 分	決定初任給	採用2年経過日給料額
一 般	大学卒 182,200円	193,900円
行政職	高校卒 150,600円	158,900円

◎職員の経験年数経過日別・学歴別平均給料月額

(令和2年4月1日)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般	大学卒 253,500円	287,400円	319,000円
行政職	高校卒 214,800円	253,500円	287,400円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合で、採用後の年数をいいます。

◎一般行政職の級別職員数

(令和2年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	主 事 技 師 係	主 事 技 師 係 長	主 事 技 師 係 副 長	主 幹 課 長 補 佐	課 長
職員数(人)	35	29	31	39	34	13	181
構成比(%)	19.3	16.0	17.1	21.6	18.8	7.2	100.0

(注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

◎部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数	対前年度		主な増減理由	
		R1	R2		増減数
部 門					
一 般 行 政	議 会	3	3	0	係の新設等 業務の増 業務の増 事務の統合等
	総務企画	47	50	3	
	税 務	23	25	2	
	民 生	81	82	1	
	衛 生	20	19	△1	
	労 働	0	0	0	
	農林水産	18	19	1	
	商 工	7	8	1	
	土 木	22	22	0	
	小 計	221	228	7	
行 特 別	教 育	34	36	2	
	小 計	34	36	2	
等 公 営 企 業	水 道	10	10	0	事務の統合等
	下 水 道	4	3	△1	
	そ の 他	16	16	0	
	小 計	30	29	△1	
合 計	285	293	8		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員等を除きます。

◎職員手当

職員には、国に準じて次のような手当を支給しています。

(令和3年3月1日現在)

区 分	6月期		12月期		計
	期末手当	1,300月分	1,250月分	2,550月分	
勤勉手当	0,920月分	0,920月分	1,840月分		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有					
退 職 手 当	退職事由	自己都合	応募認定・定年		
	支 給 率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分		
定年前早期退職者特別措置(2~45%加算) 有					
特 殊 勤 務 手 当 (令和元年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合				18.9%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額				10,380円
	手当の種類(手当数)				5
時 間 外 勤 務 手 当	令和元年度	支給総額		115,146千円	
		1人当たり支給年額		396千円	
	平成30年度	支給総額		96,055千円	
		1人当たり支給年額		338千円	
扶 養 手 当	区 分	配偶者	子	父母等	
	支給額	6,500円	10,000円	6,500円	
	年度末に満16~22歳の子がいる場合の加算額				
住居手当	借家 28,000円以内				
通 勤 手 当	交通機関利用者		運賃相当額		
	交通用具使用者		2,000円~31,600円		

(注) 期末手当および勤勉手当は今年度の実支給率です。

◎特別職の報酬等

(令和3年3月1日現在)

区 分	報 酬 月 額	期 末 手 当	
町 長	785,000円	6月期 1,700月分	12月期 1,650月分
副町長	640,000円		
教育長	620,000円	6月期 1,700月分	12月期 1,650月分
議 長	355,000円		
副議長	275,000円		
議 員	250,000円		

(注) 期末手当は今年度の実支給率です。

◎職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	H28	H29	H30	R1	R2
一 般 行 政	減 員	7	3	2	4	1
	増 員	2	3	5	2	8
	差 引	△5	0	3	△2	7
	職員数	220	220	223	221	228
教 育	減 員	0	0	3	0	0
	増 員	0	1	0	0	2
	差 引	0	1	△3	0	2
職員数	36	37	34	34	36	
公 営 企 業 等	減 員	1	1	0	0	1
	増 員	3	0	2	3	0
	差 引	2	△1	2	3	△1
職員数	26	25	27	30	29	
合 計	減 員	8	4	5	4	2
	増 員	5	4	7	5	10
	差 引	△3	0	2	1	8
	職員数	282	282	284	285	293

■問合せ 総務課人事係 ☎72-6901

稲作・飼料作物等 標準作業料金 (抜粋) (単位:円 ※消費税込みの価格)

稲 作		麦 作	
耕起 (10a)	3,600	耕起・整地(10a)	7,100
荒代 (10a)	3,100	施肥(10a)	1,200
植代 (10a)	4,100	播種(10a)	3,600
育苗 (1箱)	700	コンバイン刈取(10a)	15,300
田植 (10a)	5,600	飼料作物	
施肥 (10a)	1,200	牧草刈取 (10a)	2,000
防除(液・粒・粉剤)(10a)	2,000	飼料作物ロール作業(1梱包)	2,000
防除(ジャンボ剤)(10a)	1,000	飼料作物ラッピング作業(1梱包)	1,000
コンバイン刈取(10a)	15,300	牧草反転集草(10a)	1,000
乾燥 (30kg)	400	サイロ詰込み作業(10a)	15,300
調製 (30kg)	300	手作業・その他	
大豆・そば		農作業一般	8,000
播種 (10a)	3,600	たい肥散布(完熟)(2t)	2,000
コンバイン刈取(10a)	9,200	機械移動(片道)	5,100

令和3年の農作業標準料金を次のとおり決定しました。なお、標準料金ですので、ほ場条件や作業の難易度等が著しく異なる場合は、相互協議の上、決定してください。
農作業標準料金は、町ホームページにも掲載しています。

令和3年農作業標準料金表

■問合せ 農業委員会事務局 ☎72-6925

野生のきのこ・たけのこ・山菜を採取、販売する方へ

原子力災害対策特別措置法に基づき放射性物質による出荷制限区域(那須町含む)で採取されたものは販売できません。
また、出荷制限区域外で採取したものは、販売前に検査により安全性を確認することが必要であり、県で実施した放射性物質モニタリング検査も利用できます。なお、検査結果は、県ホームページ「作物別モニタリング」で確認できます。
販売の際は、正しい「産地(市町名)」と「野生」の表示を徹底してください。なお、出荷制限については県ホームページ「出荷制限」をご確認ください。

▼問合せ

○野生のきのこ・山菜等について

県北環境森林事務所

☎0287-23-6365

○食品の安全について

県北健康福祉センター

☎0287-22-2364



那須町管内で交通死亡事故が発生!!

2月3日午後5時15分頃、那須町大字芦野地内の県道で、普通自動車がブロック塀に衝突する交通事故が発生しました。この事故で普通自動車を運転していた高齢の男性が亡くなりました。
このような痛ましい事故を起こさないためにも、車を運転する方は、次の点に注意して安全運転をお願いします。

▼安全運転のポイント

- ハンドルを握ったら運転に集中し、交通量や道路形状に応じた安全運転を心掛きましょう。
- 体調が優れないときや眠気を感じたときは、直ちに車両を安全な場所に停止し、運転をやめましょう。

▼問合せ 総務課防災交通係

☎72-6902

防災行政無線無料電話サービスをご利用ください

屋外スピーカーの放送が聞こえない場合や聞き取りにくい場合は、電話でも確認できますのでご利用ください。

▼電話サービス

☎0120-55-1123

防災のワンポイント

甚大な被害があった東日本大震災から10年が経ちました。東日本大震災の教訓を活かし、地震が発生しても、慌てず落ち着いて行動しましょう。

▼発災時の行動

- ・落下物等から、自分の身を守る。
- ・揺れが収まってから行動する。
- ・出口を確保する。
- ・火元を確認する。
- ・ガラス窓や塀から離れる。
- ・落ちたブレーカーを即座に上げて通電させない。
- ・電気のスイッチに触らない。
- ・不要不急の電話の使用は控える。

那須町安全安心メール

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、コードを読み取ってアクセスしてください。



豚熱経口ワクチンの空中散布を実施します

豚熱（CSF、旧病名：豚コレラ）とは、豚とイノシシのみが感染する家畜伝染病で、万が一農場で発生した場合、飼養豚は全頭殺処分の対象となります。

県では関係する市町と連携し、豚熱の発生を防止するため、豚熱ウイルスを媒介する野生イノシシに対し、経口ワクチンの散布を実施しています。

経口ワクチンの空中散布は、人が入れない山地にヘリコプターで行います。

■散布日時（予定）

○試験飛行 3月9日（火） ○散布実施 3月10日（水）

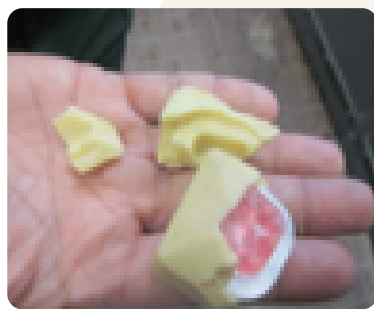
※気象等の影響により散布日を変更する場合があります。

■散布場所 旧伊王野村の国有林

※民有林や住宅地には散布しません。同日に大田原市と那珂川町の国有林でも散布します。

■注意事項

- ・経口ワクチン散布日当日は、国有林内への立入りは控えてください。
- ・経口ワクチンを見つけた際は、野生イノシシが食べられるように、触らずにそのままにしてください。
- ・散布する経口ワクチンは、トウモロコシやアーモンドなど人や動物が食べても安全な成分で構成されています。

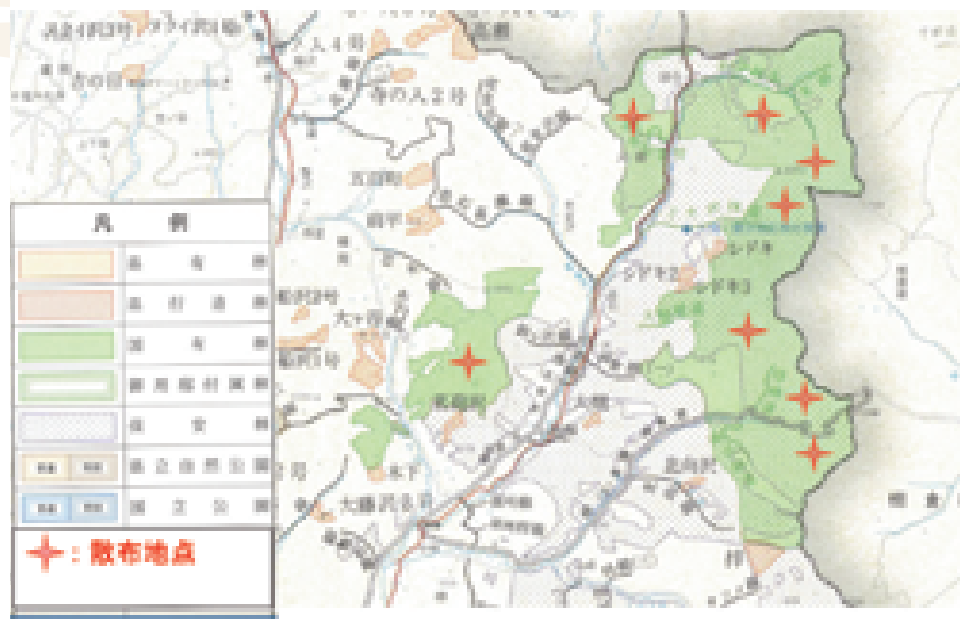


散布する経口ワクチン



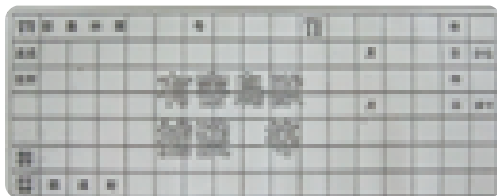
散布に使用するヘリコプター

那須町南東部



■問合せ ○県農政部畜産振興課 ☎028-623-2352 ○農林振興課畜産係・林務係 ☎72-6912

有害鳥獣捕獲標識



箱わな



くくりわな

▼問合せ 農林振興課林務係
☎72-6912

町内には、野生のイノシシやサル、シカによる農作物等の被害を防ぐために、有害鳥獣捕獲用のわなが設置されています。わなの付近には目印となる標識が設置されていますが、「くくりわな」などは、地中に隠れており、見つけづらくなっています。農地付近や山林に入る際は注意し、見つけても近寄らないようにしましょう。

**有害鳥獣捕獲わなに
注意しましょう**

森林を伐採するときは伐採届が必要です!

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採する場合、森林法第10条の8第1項の規定により事前に市町村长への届出が義務付けられています。

▼対象 個人、法人を問わず地域森林計画対象の森林を所有している方

▼届出期間等 伐採する90日から30日前までに農林振興課へ規定の書類を添付し届出

※添付する書類は、農林振興課窓口に配置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

▼対象 森林区域の確認方法

地域森林計画の対象となる森林の確認は、農林振興課へお問い合わせください。

▼注意事項 無届伐採や虚偽報告などの違反行為があった場合は、森林法の規定により、罰則が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 農林振興課林務係 ☎72-6912



空間放射線量等測定を縮小・廃止します

平成23年の東日本大震災に伴う放射能汚染以降、町民の皆さまの安全・安心の確保のため、公共施設等の空間放射線量等の測定を行っていますが、町内での放射線量は一定の低線量で推移しており、大きな変化が見られないため、4月から測定回数を縮小・廃止します。なお、測定結果は従来どおり町ホームページ等でお知らせします。

測定場所等	令和3年4月から	現在
町内30箇所	年2回	週1回
公共施設		月1回
保育園		月1回
小中学校	月1回	月1回
水道未普及地域地下水	廃止	年1回

▼問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、役場本庁で掲示しています。

- 測定日：令和3年2月4日
- 測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ
- 単位：マイクロシーベルト/時 (μSv/h)
- 問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

【町内30カ所の測定結果】 (測定の高さ：地上50cm)

測定場所	測定値	測定場所	測定値	測定場所	測定値
峠の茶屋駐車場	-	共同利用模範牧場入口	0.12	富岡集落センター	0.11
大丸駐車場	0.05	大谷福祉館	0.13	中央運動公園	0.13
県道中塩原板室那須線深沢橋	0.07	夕狩地区集会所	0.08	あたごハイツ	0.08
那須湯本駐車場 (那須高原観光案内センター前)	0.09	千振公民館	0.15	田中地区コミュニティセンター	0.14
湯本支所	0.11	逃室地区集会所施設	0.13	芦野支所	0.12
県道那須高原線下守子バス停	0.10	大島コミュニティセンター	0.10	追分バス停	0.12
室野井公民館	0.11	大同集落センター	0.15	養沢生活改善センター	0.13
道の駅 那須高原友愛の森	0.12	成沢地区集落センター	0.11	伊王野支所	0.12
池田地区農村センター	0.12	境の明神	0.10	道の駅 東山道伊王野	0.12
県道那須西郷線大沢交差点	0.08	寄居集落センター	0.11	稲沢公民館	0.08

※峠の茶屋駐車場は冬季通行止のため測定なし

住所等を変更する方へ 届出は忘れずに！

3月・4月は、就職・転勤・進学などで転出・転入などの異動が多い時期です。

住所等を変更する場合は届出が必要ですので、届出をする際には必要な書類などを忘れないようご注意ください。また、本人確認のため運転免許証などの提示をお願いしています。

届出の種類	必 要 書 類 等
転 出 (那須町から他の市区町村へ)	那須町から転出する方は転出届が必要です。 ・届出する方の印かん ・国民健康被保険者証（国民健康保険に加入している方） ・後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方） ・印鑑登録証（登録している方は転出すると自動的に登録が抹消されます） ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方は転入先で継続利用ができます） ・転出先住所の分かるもの ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方） ※学生や施設入所者用の被保険者証が必要なときは、その旨申し出てください。 ※届出ができる方は、本人または町内住所の世帯主です。
転 入 (他の市区町村から那須町へ)	那須町に転入する方は転入届が必要です。 ・届出する方の印かん ・転出証明書（前住所地の市区町村で発行したもの） ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方） ・国民年金手帳（国民年金に加入している方） ※郵送での届出はできません。届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。
転 居 (町内での住所の異動)	那須町内で転居する方は転居届が必要です。 ・届出する方の印かん ・国民健康被保険者証（国民健康保険に加入している方） ・後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方） ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方） ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方） ※郵送での届出はできません。届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。

健康保険・年金の 届出も忘れずに！

就職や退職には、健康保険、年金の異動届が必要です。社会保険に加入した方が国民健康保険の保険給付を受けると、町が保険で負担（給付）した分を返還していただくこととなりますので十分注意してください。

国民健康保険から 社会保険へ	就職によって社会保険に加入した場合 ・届出する方の印かん ・国民健康被保険者証と社会保険被保険者証 ・年金手帳 ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方）
社会保険から 国民健康保険へ	退職によって国民健康保険に加入する場合 ・届出する方の印かん ・社会保険離脱証明書等（退職した日や資格喪失日の分るもの） ・年金手帳（国民年金に加入したことがある方） ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方）

入学のため転出する方は、学生用被保険者証の届出を行ってください（在学を証明するものが必要です）。

卒業して就職した方は、学生用被保険者証を使用できませんので住民生活課または各支所へ届出をしてください。

- 問合せ ○住所変更について 住民生活課戸籍住民係 ☎72-6908
 ○国民健康保険・各種医療費助成受給者証について 住民生活課医療保険係 ☎72-6909
 ○各支所 湯本支所 ☎76-3160 芦野支所 ☎74-0002 伊王野支所 ☎75-0002

人間ドックで健康管理を!

30歳以上の国保加入者と後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ



那須町国民健康保険の被保険者と、栃木県後期高齢者医療保険の被保険者を対象に、人間ドックの検診費用の一部を助成しています。病気の早期発見、早期治療、また自分の健康状態を知るためにも、年に一度は健康診断を受診しましょう。

▼対象 次の①②の方で、令和3年度に町が実施する集団健診等を受診しない方。すでに、集団健診等を予約している方はご相談ください。

①国民健康保険の被保険者
※30歳以上の方で、国民健康保険の未納がない世帯の方

②栃木県後期高齢者医療の被保険者
※町に住居登録のある方で、後期高齢者医療保険料の未納がない方

▼申込期間
4月1日～令和4年2月28日
※3月は申請できませんのでご注意ください。

▼本人負担額
○日帰りドック
約1万8千円～2万4千円
○一泊ドック
約3万5千円～3万8千円

※町から消費税を除く人間ドックの検診費用の半額(1円未満切捨て)を助成します。オプション検査も町で半額を助成します(ただし、限度額5千円)。
※婦人科健診を希望する方は、オ

プシオンでお申し込みください(済生会宇都宮病院では、コースに含まれています)。

▼申込方法 住民生活課または各支所に検診申請書を提出
※その際、希望する医療機関や希望するドックの日時、内容を伺います。

※申請書は住民生活課と各支所にあります。また、町ホームページにも掲載しています。

▼持ち物
国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証

▼受診方法
①検診申請書を提出後、町から「検診承認書」を郵送します。

②送付された「検診承認書」と「医療機関からの書類等」を持って、予約した医療機関を受診してください。

③受診当日、町からの助成額を差し引いた費用を医療機関にお支払いください。

▼健康指導等 人間ドックの受診結果により後日、健康管理の1環として町保健センターから連絡をする場合があります。

▼問合せ 住民生活課医療保険係
☎72-6909



医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号
那須中央病院	大田原市	0287-29-2525
菅間記念病院	那須塩原市	0287-62-0733
国際医療福祉大学病院	那須塩原市	0287-38-2751
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市	0287-44-1322
那須赤十字病院(※)	大田原市	0287-23-1122
白河厚生総合病院	白河市	0248-22-2211
済生会宇都宮病院	宇都宮市	028-643-4441

※那須赤十字病院では、後期高齢者医療保険の被保険者は受診できません。

人間ドックの内容、費用などは医療機関により異なります。詳しくは、住民生活課または各医療機関にお問い合わせください。

母子手帳アプリ『Hapi NASUダイアリー』のご案内



妊娠中から子育てまで全てのライフステージにあわせて町からのサポートをします。町からの子育てに関する情報を受け取ることができ、子どもの成長記録や予防接種の管理ができます。ぜひ母子健康手帳とあわせてご活用ください。

登録方法はアプリストアで「母子モ」と検索するか、お使いのスマートフォンで右のコードを読み取り、ダウンロードしてください。プロフィール登録で住所を「那須町」にすると利用できます。

■問合せ こども未来課こども政策係 ☎72-6959

乳児・妊婦健診や予防接種のご案内も配信しています。

コードからダウンロード



休日当番医診療のお知らせ

◎ 病気がかかったなと思ったら、昼間のうちに病院などに受診するよう心がけましょう。
◎ 「かかりつけ医」(日頃から相談している医師)を持ちましょう。

期 日	医 療 機 関	所 在 地	電 話 番 号
3月14日(日)	立花医院	那須町寺子乙3967190	720311
3月20日(土)	緑の杜クリニック	那須塩原市大原間西167	673339
3月21日(日)	なすのクリニック	那須塩原市共懇社8324	605211
3月28日(日)	那須高原クリニック	那須塩原市唐杉312	672701
4月4日(日)	田崎医院	那須町寺子丙156	720111

(夜間) 受付時間…午後6時30分
診療時間…午後7時～午後9時30分

*変更になる場合がありますので事前に電話で確認してください。

毎 日 夜間急患診療所 那須地区 大田原市中田原108114 4715663
那須赤十字病院 本館1階内

保健だより

子育て支援センター ☎71-1137

子 育 て	日 時	内 容
ママと赤ちゃんのリフレッシュ教室	3/24(水)	(受付時間)9:30~9:45 (対象)生後2~3カ月の赤ちゃん とママ 要予約
乳幼児相談	4/8(木)	(受付時間)10:00~10:30 要予約
3歳児健診	4/9(金)	(受付時間)12:45~13:15 H30.2.1~4.3生まれの方
10カ月児健診	4/15(木)	(受付時間)12:45~13:15 R2.5.19~7.15生まれの方
4カ月児健診	4/16(金)	(受付時間)12:45~13:15 R2.10.27~12.16生まれの方

1歳6カ月児健診、2歳児歯科検診は広報4月号でお知らせします。
2歳6カ月児歯科検診は新型コロナウイルス感染防止のため中止しました。
※健診は、新型コロナウイルス感染防止の観点から会場内の混雑を避けるため、時間を区切って入場していただきます。事前に送付する通知書に、受付時間を記載しますのでご確認ください。指定の時間外に来場した場合は、車内等でお待ちいただくことがあります。また、日時等を変更する場合があります。

わくわくキッズルーム

子育て支援センターでは、0歳から18歳までのお子さんとその保護者や家庭を対象に、保育士による催し物や、講師による講座を開催する「わくわくキッズルーム」を毎週水曜日に実施しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。
なお、新型コロナウイルス感染予防対策に伴い、予約制です。

■予約・問合せ 子育て支援センター ☎71-1137

乳幼児おむつ等購入助成券の対象児が変わります

現在、3歳までのお子さんを対象としている乳幼児おむつ等購入助成券の交付を、4月分から2歳までのお子さんに変更します。

交付の案内は、対象の月(誕生月前月)に、対象児の保護者に通知します。

- ▼対象児・交付額
- ・0歳児 5万円
- ・1歳児 4万円
- ・2歳児 3万円
- ▼問合せ こども未来課こども政策係 ☎726959

放課後児童クラブ 学童指導員募集

○なかよしクラブ

(東陽小学校敷地内)

▼就業時間

- ・平日の午後1時30分～6時30分
- ・学校が長期休暇の場合は、午前7時45分～午後6時30分の間で5～6時間
- ※勤務時間と勤務日数については相談に応じます。賃金等はお問い合わせください。

▼申込み・問合せ なかよしクラブ(午後2時～6時) ☎741828

トイレトレーニングのタイミング

ひとり歩きができるようになり言葉が出始めてくると、「そろそろトイレトレーニングを始めようかな」と考える方もいると思います。

トイレトレーニングとは、トイレで排泄を行えるように練習をし、排泄の自立をサポートすることです。

- ▼始める目安
- ・ひとりで歩ける。
- ・おしっこ感覚が2～3時間程度空く。
- ・簡単な言葉が理解できる。
- ▼進め方
- ・絵本等で排泄は「トイレ」のイメージづくりをする。
- ・トイレの便座に座らせてみる。

トイレトレーニングを成功させるコツは、叱らないことです。できたときには、たくさんほめてあげましょう。おむつが外れパンツになると、肌を優しくかぶれなくなりません。また、温泉やプールにも連れて行けたり、出かけるときの荷物が減ったりするなどのメリットもあります。

育児に関する相談を電話でも受け付けています。

▼問合せ こども未来課母子健康係 ☎711137